

定 款

一般社団法人 滋賀県植物防疫協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人滋賀県植物防疫協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を滋賀県大津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国民生活に不可欠な食料を安定的に生産するのに必要な病害虫及び雑草の防除が滋賀県において安全かつ適正に実施されるよう植物防疫に関する事業を推進し、安全で安心な農作物生産と環境に配慮した持続的な農業の発展をはかり、もって滋賀県民の利益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 植物防疫に関する諸調査及び農薬の安全使用に関する知識の普及啓発と講習会の開催並びに広報活動を通じ農薬の安全性について広く周知する事業
- (2) 滋賀県の環境にふさわしい農薬及び防除技術を実証するための委託試験並びに展示ほ受託事業
- (3) 安全で安心な農作物を安定的に供給し、環境に負荷を与えず、安全かつ効果的、効率的に防除を推進する共同防除事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(会費の負担)

第7条 この法人の事業活動の費用に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名をしようとする総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 会長理事は、会員を除名したときは、除名した会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) すべての正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散もしくは破産したとき。

(会費の不返還)

第11条 会員資格を喪失した会員が納入した会費は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、通常総会として毎事業年度終了後に1回開催するほか、臨時総会として必要がある場合に開催する。

2 前項の通常総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(招集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき会長理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

2 前項本文の場合において、会長理事が欠けたとき、又は会長理事に事故があるときは、副会長理事が総会を招集する。

3 総議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。
(議長)

第16条 総会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、会長理事が欠けたとき、又は会長理事に事故があるときは、副会長理事がこれに当たる。
(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第19条 正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。
(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上13名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長理事とし、会長理事以外の2名以内を副会長理事とする。

3 会長理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長理事及び副会長理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長理事は、この法人を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長理事は、会長理事を補佐し、会長理事が欠けたとき、又は会長理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で決定した順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 会長理事及び副会長理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、職務の執行に要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長理事及び副会長理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第30条 理事会は、会長理事が招集する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除く。

- 2 前項本文の場合において、会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるとき

は、副会長理事が理事会を招集する。

3 会長理事以外の理事は、会長理事に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事会を招集しようとするときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、会長理事がこれに当たる。ただし、会長理事が欠けたとき又は会長理事に事故があるときは、副会長理事がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長理事および監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 前条の理事会決議の省略があった場合は、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 理事会の決議があったものとみなされる事項の内容

(2) 前項の事項の提案をした理事の氏名

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に当たった理事の氏名

4 理事又は監事が、理事会に報告すべき事項について、理事及び監事の全員に対して通知する理事会報告の省略があった場合は、次の事項を記載した議事録を作成する。

(1) 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

(2) 理事会への報告を要しないものとされた日

(3) 議事録の作成に当たった理事の氏名

第7章 幹事会及び委員会

(幹事及び幹事会)

第35条 この法人に、若干名の幹事を置くことができる。

2 幹事は、幹事会を構成してこの法人の業務運営計画等の諮問事項について審議し、その結果を参考意見として会長理事に提出する。

3 幹事は、理事会の決議により任期を定め、会長理事が委嘱する。

4 幹事は、無報酬とする。

5 幹事及び幹事会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

(委員会)

第36条 この法人に、委員会を置くことができる。

2 委員会は、この法人の目的達成に必要な事項を調査審議する。

3 委員会の委員は、理事会の決議により任期を定め、会長理事が委嘱する。

4 委員は、無報酬とする。

5 委員及び委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

第8章 顧問及び参与

(顧問)

第37条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べる。
- 3 顧問は、理事会の決議を経て、会長理事が委嘱する。
- 4 顧問の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

(参与)

第38条 この法人に、若干名の参与を置くことができる。

- 2 参与は、この法人の業務執行上の重要事項について、理事会に意見を述べることができる。
- 3 参与は、理事会の決議を経て、会長理事が委嘱する。
- 4 参与の任期は2年以内とし、非常勤、無報酬とする。

第9章 資産及び会計

(基本財産)

第39条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として総会で決議した財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号および第4号の書類については、通常総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(公益目的支出計画実施報告書)

第43条 会長理事は、毎事業年度、法令で定めるところにより、公益目的支出計画実

施報告書を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て通常総会にその内容を報告しなければならない。

(剰余金)

第44条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 事務局

第49条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

第13章 補則

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長理事は、山下英利とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 平成26年6月19日一部改正